

食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するために給付金を支給します。

令和4年度 胎内市 子育て支援物価高騰対策給付金のご案内

今回、受給にあたって

申請不要による支給を行います。

※児童手当を受給されている公務員等の方は申請が必要です。

《1》. 支給対象となる方

次に記載する方が対象になります。

- ①令和4年9月分の児童手当受給対象者の方
- ②令和4年9月分の児童扶養手当受給対象の方
- ③ひとり親世帯以外で児童手当を受給している低所得（令和4年度分の住民税均等割りが非課税）の子育て世帯及び特別児童扶養手当の受給対象となる方
- ④令和4年10月以降令和5年3月31日までに生まれた児童を養育する児童手当受給対象の方
- ⑤基準日（令和4年10月1日）において胎内市に住民登録がある児童手当を受給している公務員の方
- ⑥令和4年度において、ひとり親世帯であり公的年金等を受給し、児童扶養手当を受給していない世帯の方
- ⑦ひとり親世帯以外で高校生のみを養育している低所得（令和4年度分の住民税均等割りが非課税）の世帯の方
- ⑧基準日（令和4年10月1日）において胎内市に住民登録がある子育て世帯で令和4年1月以降の家計が急変し令和4年の住民税均等割りが非課税の方と同様の水準であると認められる方

対象児童

上記①から⑧の各区分において対象となる児童をそれぞれ1人として数えます。

《2》. 支給対象者および給付額

上記に記載のある保護者のうち、生計を維持する程度の高い者に支給されます。（児童手当受給者もしくはそれに準ずる対象者）

各区分（《1》①から⑧）毎に対象となる児童1人につき、**1万円**です。

（例）1・ひとり親世帯以外で児童手当対象児童が2人いる場合 **2万円給付** 《1》①×2人に該当します

2・ひとり親世帯で児童手当対象児童が1人、児童扶養手当対象児童が2人いる場合 **3万円給付**
《1》①×1人 ②×2人に該当します

3・ひとり親世帯以外で令和4年度住民税均等割りが非課税の世帯 児童手当対象児童が1人、高校生の児童が1人いる場合 **3万円給付** ※《1》①・③・⑦に該当します

《3》. 支給時期

申請不要で対象となる方には、**12月下旬**を予定しております。

入金の確認ができなかった場合には、お問い合わせください。

□申請が必要な方については、支給時期が異なります。詳しくは裏面参照または問合せ窓口までお問い合わせください。

《4》. 支給方法

《1》①から④に該当する方で、児童手当を受給している方については児童手当受給の指定口座に振り込みます。令和4年10月1日以降に生まれた新生児の保護者の方についても同様となります。また、児童扶養手当（特別児童扶養手当）のみを受給している方につきましては児童扶養手当（特別児童扶養手当）の指定口座に振り込みます。

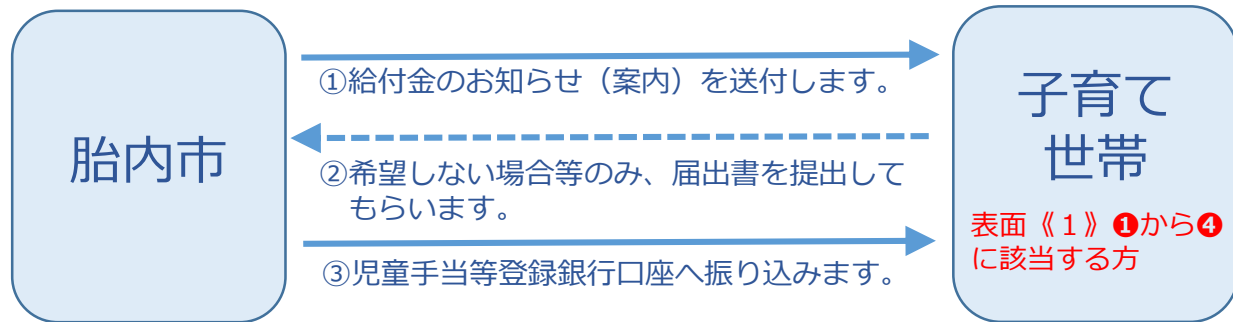
《1》⑤から⑧に該当する方については子育て支援物価高騰対策給付金申請書（※1）で、別途指定した口座に振り込みます。

★口座指定後の口座解約・変更等により振込みできない場合は、給付金が支給されませんので、ご注意ください。

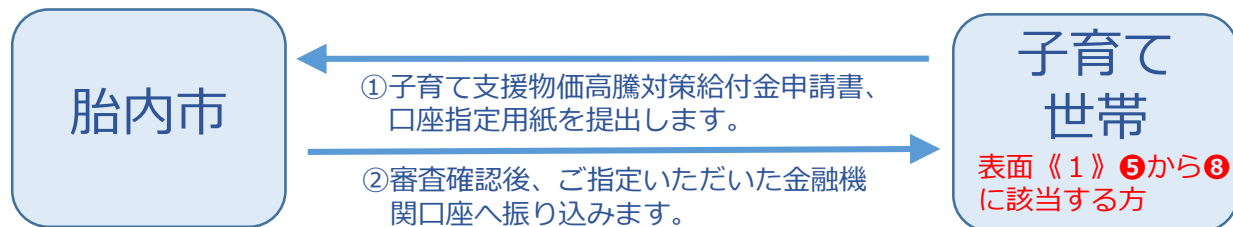
（※1）申請書等は胎内市役所2階こども支援課窓口及び胎内市ホームページからダウンロードできます。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

「申請不要」の方は12月下旬頃に支給する予定です。



「要申請」の方は申請月の翌月末に支給する予定です。



申請が必要な方
(給付金のお知らせが届かない方等が該当します)

申請（受付）期間
受付開始 令和4年12月16日（金）から
受付終了 令和5年3月31日（金）まで

申請が必要な方

（申請が必要な方＝お知らせ（案内）が届かない世帯のうち《1》⑤から⑧に該当する児童が居る世帯及び令和4年10月1日以降に家庭状況が変わった方は確認してください。）

次に記載する方は申請が必要となります

- ・同年10月以降にひとり親世帯となり、児童扶養手当の認定を受け、支給対象となった児童の保護者
- ・児童手当を受給している公務員等

※公務員の方は職場より児童手当受給証明を発行してもらい、申請書に添付してください。

- ・令和4年度において、ひとり親世帯であり公的年金等を受給し、児童扶養手当を受給していない世帯
- ・ひとり親世帯以外で高校生のみを養育している低所得（令和4年度分の住民税均等割りが非課税）の世帯
- ・令和4年1月以降家計が急変し令和4年の住民税均等割りが非課税の方と同様の水準であると認められる世帯
- ・同年10月以降令和5年3月までに生まれた児童手当支給対象児童（新生児）を養育する胎内市に居住する公務員

市が所得及び口座情報を把握（児童手当の手続き済）している場合は提出書類が省略されます。

申請（受付）期間 受付開始 令和4年12月16日（金）から
受付終了 令和5年3月31日（金）まで

こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の支給はどうなりますか？

- A. 基準日（10月1日）において胎内市に住居登録のある場合は支給対象となります。
児童手当（児童扶養手当のみの場合は児童扶養手当）の振込指定口座に振り込まれます。

お問合せは

胎内市役所 こども支援課
「子育て支援物価高騰対策給付金」窓口
電話：0254（43）6111（内線1263）

「給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに窓口または最寄りの警察にご連絡ください。